

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 結 算 年 度 : : 法人名 ()

別表六の二十九 令三・八・二以後終了連結事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			否	可	
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)					
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備 に お お け る 事 業 適 応 設 備 の 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(37) \times \frac{(1)}{(33)}$	2			
	情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	取得価額の合計額 (別表六の二(二十九)付表「10」のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	3		
		同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	4		
	税 額 控 除 限 度 額	$((3) - (4)) \times \frac{3}{100} + (4) \times \frac{5}{100}$	5		
		法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(38) \times \frac{(1)}{(34)}$	6	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7		
	法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8		
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	$(40) \times \frac{(9)}{(39)}$	10		
		当期税額控除額 (9) - (10)	11		
	支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十九)付表「12」の合計)	12			
		同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額	13		
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額	$((12) - (13)) \times \frac{3}{100} + (13) \times \frac{5}{100}$	14		
		法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(42) \times \frac{(1)}{(35)}$	15	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		16		
	法 人 税 額 基 準 額	個別帰属額基準額の残額 (16)又は((16) - (9))	17		
		法人税額基準額 (15)と(17)のうち少ない金額)	18		
	当期税額控除可能額 (14)と(18)のうち少ない金額)	19			
	調整前連結税額超過構成額 $(44) \times \frac{(19)}{(43)}$	20			
	当期税額控除額 (19) - (20)	21			
	生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等	取得価額の合計額 (別表六の二(二十九)付表「10」のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	22		
		同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	23		
	生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $((22) - (23)) \times \frac{5}{100} + (23) \times \frac{10}{100}$	24			
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	調整前連結税額基準額 $(46) \times \frac{(1)}{(36)}$	25	円		
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	26			
個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額	$(26) - ((26) - (9))$ 又は $((17) - (19))$	27			
	法人税額基準額 (25)と(27)のうち少ない金額)	28			
当期税額控除可能額 (24)と(28)のうち少ない金額)	29				
調整前連結税額超過構成額 $(48) \times \frac{(29)}{(47)}$	30				
当期税額控除額 (29) - (30)	31				
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (21) + (31)	32				
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	33				
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	情報技術事業適応設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (情報技術事業適応設備の取得適用連結法人の(1)の合計)	34			
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	事業適応繰延資産に係る費用を支出した各連結法人の個別所得金額の合計額 (事業適応繰延資産の支出適用連結法人の(1)の合計)	35			
各 連 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	生産工程効率化等設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (生産工程効率化等設備等の取得適用連結法人の(1)の合計)	36			
法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額 (別表一の二「2」)	37			
法 人 税 額 基 準 額	総調整前連結税額基準額 $(37) \times \frac{20}{100}$	38			
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 係 属 額	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	39			
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉔」)	40			
当期税額控除額の合計額 (39) - (40)	41				
事 業 適 応 繰 延 資 産 係 属 額	総調整前連結税額基準額の残額 (38)又は((38) - (39))	42			
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	43			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉔」)	44				
当期税額控除額の合計額 (43) - (44)	45				
生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 係 属 額	総調整前連結税額基準額の残額 (38)、((38) - (39))又は((42) - (43))	46			
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)	47			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉔」)	48				
当期税額控除額の合計額 (47) - (48)	49				
法人税額の特別控除額の合計額 (41) + (45) + (49)	50				